

## 事務事業総点検に係る対応方針

### 監査・公平委員会事務

所管部署	事務事業名	今後の方向性	具体的な取り組み内容	備考
監査委員事務局	監査委員監査事務	現状のまま継続	法準拠性監査、財務監査、業務の効率性・有効性の監査等、質の高い監査委員の監査を実施する。	平成25年度 二次対象事業
監査委員事務局	決算等審査事務	現状のまま継続	毎月の現金出納検査の実施、前年度の審査意見を踏まえた決算審査意見書等の作成を行う。	平成25年度 二次対象事業
監査委員事務局	監査委員事務局運営事務	改善	運営事務(庶務事務)について、引き続き効率性、有効性の観点から改善に取り組む。	
公平委員会事務局	公平委員会事務	現状のまま継続	地方公務員法第7条第4項により、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことは可能であるが、本市独自で取り組める問題ではないため、現状のまま継続していくものとする。	平成24年度 二次対象事業
公平委員会事務局	公平委員会事務局運営事務	改善	事務局の運営事務(庶務事務)について、引き続き効率性、有効性の観点から改善に取り組む。	